

(別紙様式1)

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 愛知県
農業委員会名： 日進市

I 農業委員会の状況(令和2年3月31日現在)

1 農家・農地等の概要

| | 農家数(戸) |
|--------|--------|
| 総農家数 | 817 |
| 自給的農家数 | 460 |
| 販売農家数 | 357 |
| 主業農家数 | 17 |
| 準主業農家数 | 99 |
| 副業的農家数 | 241 |

※ 農林業センサスに基づいて記入。

| | 農業者数(人) |
|--------|---------|
| 農業就業者数 | 465 |
| 女性 | 252 |
| 40代以下 | |

※ 農林業センサスに基づいて記入。

| | 経営数(経営) |
|-----------|---------|
| 認定農業者 | 7 |
| 基本構想水準到達者 | |
| 認定新規就農者 | 1 |
| 農業参入法人 | 10 |
| 集落営農経営 | 1 |
| 特定農業団体 | |
| 集落営農組織 | 1 |

※ 農業委員会調べ

単位:ha

| | 田 | 畠 | | | | 計 |
|--------|------|-----|-----|-----|-----|------|
| | | | 普通畠 | 樹園地 | 牧草畠 | |
| 耕地面積 | 316 | 125 | 125 | | | 441 |
| 経営耕地面積 | 199 | 81 | 63 | 18 | | 280 |
| 遊休農地面積 | 10.7 | 1 | 1 | | | 11.7 |
| 農地台帳面積 | 391 | 221 | 221 | | | 612 |

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 年 月 日

| | 選挙委員 | | 選任委員 | | | | 合計 |
|-------|------|----|------|------|--------|------|----|
| | 定数 | 実数 | 農協推薦 | 共済推薦 | 土地改良推薦 | 議会推薦 | |
| 農業委員数 | | | | | | | |
| 認定農業者 | | | | | | | |
| 女性 | | | | | | | |
| 40代以下 | | | | | | | |

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 0 2 年 7 月 1 9 日

| | 農業委員 | |
|------------|------|----|
| | 定数 | 実数 |
| 農業委員数 | 11 | 11 |
| 認定農業者 | 3 | 3 |
| 認定農業者に準ずる者 | — | |
| 女性 | — | 3 |
| 40代以下 | — | — |
| 中立委員 | — | 1 |

| | 定数 | 実数 | 地区数 |
|-------------|----|----|-----|
| 農地利用最適化推進委員 | 6 | 6 | 1 |

* 現在の体制を記載することとし、旧・新いずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

| 現 状 (令和2年3月現在) | 管内の農地面積 441ha | これまでの集積面積 199ha | 集積率 45.12% |
|-------------------|--|--------------------|---------------|
| 課 題 | 農地利用円滑化団体(農協)による農地の集積が進んでいるので、これをさらに推進していく必要がある。また、農地の管理状況や形状等により集積しきれない農地もあるため、実績のある農家等の複数の集積先を確保する必要がある。 | | |

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

| | |
|-------------------------------|---|
| 目 標 | 集積面積 203ha (うち新規集積面積 4ha) |
| 目標設定の考え方:現在の集積面積を上回ることを目的とする。 | |
| 活動計画 | ①遊休農地意向調査に従い、担い手への優先的斡旋を行う。 ②農地中間管理機構の活用を促進させる。 ③農地バンク制度による利用権設定を促進させる。 |

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

| 新規参入の状況 | 元年度新規参入者数 | 30年度新規参入者数 | 29年度新規参入者数 |
|---------|---|--------------------|--------------------|
| | 3経営体 | 1経営体 | 1経営体 |
| | 元年度新規参入者が取得した農地面積 | 30年度新規参入者が取得した農地面積 | 29年度新規参入者が取得した農地面積 |
| | 0.6ha | 1.8ha | 0.9ha |
| 課 題 | 小規模兼業農家がほとんどであり、高齢化も進展しているため、若い就農者の確保が重要である。併せて、水稻を中心とした農業生産法人の育成や意欲ある新規参入者の受け入れも推進していく必要がある。 | | |

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

| | | | |
|-------|---|--------|-------|
| 参入目標数 | 1経営体 | 参入目標面積 | 0.5ha |
| 活動計画 | 実績ある農家を掘り起こしや、アグリスクール修了生の中から意欲ある者を掘り起こし目標の達成を目指す。 | | |

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

| 現 状 (令和2年3月現在) | 管内の農地面積(A) | 遊休農地面積(B) | 割合(B/A×100) |
|-------------------|---|-----------|-------------|
| | 441ha | 11.7ha | 2.65% |
| 課 題 | 遊休農地が微増傾向にあるため遊休農地所有者に対する意向調査を行い、農地バンク制度及び農地中間管理機構を利用した解消のための取組みをより一層強化する必要がある。 | | |

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

| | | | |
|------|-----------|--|-------------|
| 目 標 | | 遊休農地の解消面積 目標設定の考え方:昨年度よりもわずかでも減少させることを目的とする。 | |
| 活動計画 | 農地の利用状況調査 | 調査員数(実数) | 調査実施時期 |
| | | 17人 | 8月 |
| | 調査方法 | ①目視による巡回調査を実施 ②記録写真の撮影・保存 ③集団的に農地として利用されている地域を優先的に調査 | |
| | 農地の利用意向調査 | 実施時期 | 調査結果取りまとめ時期 |
| | | 10月～12月 | 11月～12月 |
| その他 | | | |

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

| 現 状 (令和2年3月現在) | 管内の農地面積(A) | 違反転用面積(B) |
|-------------------|--|-----------|
| | 441ha | 3.3ha |
| 課 題 | 違反転用している農地を解消することが容易でないため、是正計画を提出させ、着実に農地復旧させることが必要である。特に、農用地区域内の違反転用は速やかに解消しなければならない。 | |

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の活動計画

| | |
|------|---|
| 活動計画 | 農業振興地域内農用地の優先的な解消を図るとともに、推進委員による調査範囲を広げ、違反転用を発見した場合は速やかに勧告するなど必要な措置を講じて早期解消をしていく。 |
|------|---|

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入